

平成30年度からの国民健康保険制度の改正について

国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険（国保）の安定的な運営が可能となるよう、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法

律」が成立し、公費拡充による財政基盤の強化を行うとともに、平成30年度から都道府県が財政運営の責任を担い、市町村とともに国保の運営主体（保険者）となります。

制度改正によって変わること・変わらないこと

① 保険証（国民健康保険被保険者証）等の

様式について

☆変わること…保険証の様式

都道府県が国保の保険者に加わることにより、保険証や限度額適用認定証などの様式が変更されます。新たな保険証は平成30年4月に間に合うように交付する予定をしています。

☆変わらないこと…

保険証の交付窓口
保険証の交付はこれまでどおりお住まいの市町村で行ないます。

② 被保険者の資格管理単位について

☆変わること…被保険者の資格管理単位

制度改正により、被保険者の資格管理を都道府県単位で行うこととなります。このため平成30年4月以降は、同一都道府県内であれば他の市町村に住所異動（転居）した場合でも、資格喪失および取得が生じなくなります。ただし、異動先の市町村において「適用開始年月日」の記載された保険証を交付しますので、従来どおり市町村（転出・転入先）に届け出てください。

☆変わらないこと…住所が変わったときの手続き

同一都道府県内の他の市町村に異動された場合でも、これまでどおり転出・転入先の市町村の窓口へ届出を行ないます。

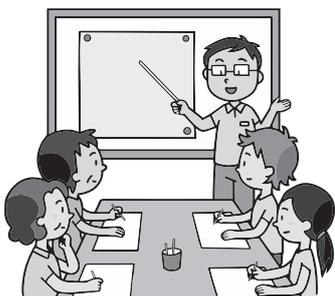
住民説明会を

開催します

日野町では国保制度の改正に伴い、滋賀県国民健康保険運営方針に基づいた取組みを進めるため、平成30年度の国保の保険税率の見直しの検討をはじめ、国保制度改正に伴う準備をすすめています。

国保の仕組みや国保制度改正について住民の皆さんに説明させていただきます。町で検討しています。保険税率の見直し（案）等について多くの方に理解が得られるよう、次の日程で、住民説明会を開催します。皆さんのご来場をお願いします。

ご都合のつく時間・会場にご来場ください。



③ 保険税の決め方について

☆変わること…保険税の算定基準

これまで市町村は、個別に医療費等を推計し、保険税額を決定していましたが、今後は都道府県が全体の医療費を推計し、市町村ごとの所得水準を考慮した「国保事業費納付金」の額と、その納付金に必要な「標準保険料率」を示し、これらを参考に各市町村が保険税額を決め、賦課・徴収を行います。

なお、保険税の算定の基礎が変更となるため、保険税率に影響することから、保険税負担が急激に上がらないように、県内統一の基準により激変緩和措置が行なわれます。

☆変わらないこと…徴収窓口や支払いの口座

保険税の賦課・

徴収はこれまでと変わらず、お住まいの市町村が行ないます。口座振替のための金融機関なども変更する必要はありません。



④ 高額療養費や

出産一時金等の給付について

☆変わること…高額療養費の多数回該当の通算方法

これまで市町村をまたいで転居された場合、国保の資格を喪失するため高額療養費の該当回数の通算はできませんでしたが、平成30年4月以降は同一都道府県内での住所異動は資格の喪失とならないため、該当回数が通算できるようになります。



● 高額療養費とは…医療費の負担が高額となり自己負担限度額を超えた場合、申請して認められれば、限度額を超えた部分が高額療養費として支給される制度です。

● 多数回該当とは…過去1年間のうちで高額療養費に4回以上該当した場合には限度額が引き下げられる制度です

☆変わらないこと…給付に関することや保健事業に関する窓口

高額療養費をはじめ、出産育児一時金や葬祭費等の給付に関することや、特定健診等の保健事業に関することは、今後もお住まいの市町村が行ないます。

問い合わせ先 ◆ 住民課 保険年金担当 ☎ 0748-52-6571

開催日	時間	会場
2月13日(火)	午後 1:30～ 3:30	西大路公民館
2月14日(水)	午前 9:30～11:30	東桜谷公民館
	午後 7:30～ 9:30	南比都佐公民館
2月15日(木)	午後 1:30～ 3:30	必佐公民館
2月16日(金)	午前 9:30～11:30	鎌掛公民館
	午後 1:30～ 3:30	西桜谷公民館
2月18日(日)	午前 9:30～11:30	日野町林業センター